

発言No.

20

受付No.

/

令和 4 年 10 月 31 日
15 時 00 分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 8 番

氏名 川上 幾雄

答弁を求める者
(○をつける)

市長

教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

農業委員会会长 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 契約について

契約類型は、民法で定められている典型契約（有名契約）は13種類と、非典型契約（無名契約）12種類があるとされている。このうち、私たちがよく見聞きするのは、典型契約の売買契約、請負契約、委任契約・準委任契約であろう。

そして、日本の公共事業における契約方式は、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4方法に限定されており、一般競争入札以外の方法が適用できる場合は、政令に定める条件の時とされている。

(1) 契約類型における請負契約と委任契約・準委任契約について

浜田市の公共事業においては、契約類型のうち請負契約と委任契約・準委任契約の2種類が多くを占めていると思われる。

- ① この2種類の契約における責任の範囲をどのように認識されているかを問う。
- ② 公共工事において請負契約と委任契約・準委任契約をどのように区別して運用しているのかを問う。

(2) 契約方法における随意契約について

浜田市における一般競争入札以外の方法である随意契約は、昨年、本年も相変わらず多い件数となっている。一般競争入札に適さなかった契約のうち、随意契約には1号から9号までの区別があり非常にわかりにくいため、情報公開の観点から市のホームページに「随意契約の締結状況の公表について」として公にされている。

- ① 2号随意契約を用いる判断をどのように行っているのかを問う。
- ② 2号随意契約において単価契約も行われているがその現状を問う。

(3) 公共工事における法令遵守について

公共工事の施行にあたっては法令、条例等の遵守が求められ、国土交通省はガイドラインで「元請負人と下請負人の関係に係る留意点」を示している。しかし、公共工事施工の前段である発注者における留意点は示されていない。

- ① 発注にあたり、遵守すべきどのような法令、条例があるか問う。
- ② 契約を行わず施工を指示する機会があるか問う。
- ③ 法令等に反した場合の処置について問う。